

令和4年度

センター名

鈴鹿市基幹型地域包括支援センター

事業計画書

〈基幹型〉

令和4年3月

〈ご記入にあたっての注意〉

- ① この地域包括支援センター事業計画書(ひな形)は「鈴鹿亀山地区広域連合 基幹型地域包括支援センター運営業務委託仕様書」の内容に沿っております。仕様書の内容に照らして、事業計画の内容を記載してください。
- ② あわせて、根拠法令及び第8期介護保険事業計画に沿った業務実施であることが求められますので、それらについても適宜参照するようにしてください。
- ③ 各シートについて、クリーム色の記入欄へ記入してください。クリーム色の記入欄については下方向に広げていただいても構いません。シートが2ページにまたがっても構いません。なお、色が付いていないセルについては、変更しないようお願いいたします。
- ④ 「1 総則」及び各シートの「この業務の実施方針」の欄には、その事業・業務を実施するにあたっての貴センターとしての方針をお書きください。
- ⑤ 「具体的な取組内容」は仕様書の内容に合わせて項目立てをしておりますが、項目が不足する場合は、各「具体的な取組内容」に1つずつ追加しているクリーム色の記入欄に任意に項目立てしていただいても構いません。それでもなお不足する場合は、行を追加していただいても結構です。
- ⑥ 各シートの「実施計画、目標等」の欄には、その「具体的な取組内容」に関して、当年度に実施する予定を記入してください。例えば、『〇〇協議会と合同で〇月と〇月に開催する』や、『毎月1回ずつ、計12回開催する』といった形でご記入ください。
- ⑦ その他、ご記入にあたってご不明な点がある場合は、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課管理グループまでお問い合わせください。

(参考) 令和3年度地域包括支援センター事業計画書

https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/insurance/file3/shiryo_r30330_03.pdf

第8期介護保険事業計画

https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/insurance/file_plan7/d8_keikaku_20210401.pdf

※リンクをコピー＆ペーストしてご参照ください。

1 総則

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター

(1) 組織・運営

令和4年度

この事業計画の策定体制 (組織, 法人のかかわり方)	包括支援センター内部での内容の共有。事業計画について法人理事会での議決、法人評議員会の承認に基づき決定する。
この事業計画の進捗管理手法	自己評価については、事業報告書にて理事会・評議委員会にて報告し、年度ごとに見直し、改善策を協議する。 外部評価については、厚生労働省の通知文書(地域包括支援センターの事業評価を通じた機能評価について)の中で、「担当圏域を持たない基幹型センターについては、市町村とみなして評価を実施する」とあることから、地域型センター指標とは別の指標を用いて、鈴鹿亀山地区広域連合が主催する介護保険運営委員会にて評価を受け、改善すべきところについては見直し、次年度の事業計画に反映する。
公平性, 中立性を確保するための体制	社会福祉法第109条に基づき地域福祉の推進を図ることを目的に設置されている社会福祉協議会職員として、公共性の高い民間団体としての役割を十分に認識する。中立な立場で市民のニーズに即応したきめ細やかな地域福祉、在宅福祉サービス活動を展開し、多種多様な福祉ニーズに対応した福祉サービスを推進できるよう活動していく。
個人情報保護体制	法人として情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした個人情報保護規程を作成。個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努める。鍵付書庫の設置、警備会社により夜間警備体制を敷く。
苦情処理体制	法人の苦情解決事業実施規程に基づき、苦情対応責任者を配置、苦情解決の仕組みを定める。苦情が寄せられた際は真摯に対応する。福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを快適に利用することができるよう支援する。

(2) 人員

職員の配置状況	センター長 1人(保健師兼務), 保健師 1人, 社会福祉士 3人, 主任介護支援専門員 1人
職員の研修実施計画	法人内研修の実施。各専門職、必要な内容に関連した外部研修への参加。医師会等が実施する研修への参加。
専門職間の連携体制	業務開始時、朝礼にて行動予定の確認。相談ケース等の共有の実施。 困難事例、虐待事例等は、発生・報告時に三職種で情報共有、支援方法の検討を実施する。早急に対応出来るように体制を整える。

(3) 重点目標

今年度の事業実施にあたっての重点事項	・地域型包括支援センターの総合調整・後方支援を行い、専門機関との連携を図る。 ・地域包括ケア体制構築に向け、3層構造の地域ケア会議の円滑な開催にむけての支援。 ・地域課題の抽出と課題解決に向け、行政・関係機関との連携を推進していく。 ・自立支援型地域ケア会議開催に向けルールづくり等準備と、実施環境を整える。
--------------------	---

2 全体調整

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター

(1) 地域包括支援センターの統括, 全体調整

令和4年度

法的位置づけ	——
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	圏域単位に円滑で切れ目のない相談支援が提供される体制を構築する。地域包括支援センターと基幹型センターの役割の共有、地域包括支援センターの統括・総合調整に取り組む
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①市内の地域包括支援センターの統括	6 基幹型センターの位置づけ	1 地域包括支援センターの運営内容に関する相談, 助言, 指導の実施 2 確認事項等にかかる広域連合との協議実施, 及び地域包括支援センターの意思統一	地域包括からの相談があれば適宜対応、毎月のセンター長会議、3職種ワーキング等で共有する 協議事項については、毎月のセンター長会議、3職種ワーキング等で共有する
②地域包括支援センター業務に関する要望や質問の取りまとめ	6 基幹型センターの位置づけ	1 地域包括支援センターに対する業務への要望・質問等のヒアリング 2 日常的な業務における要望・質問等の受付と広域連合との間での調整	内容について確認、毎月のセンター長会議等で共有する 質問等は広域連合に確認し返答、毎月のセンター長会議等で共有する
③地域課題についての協議, 及び地域資源の活用についての提案等	6 基幹型センターの位置づけ	1 地域課題に関する広域連合及び市との協議 2 広域連合及び市に対する地域資源の活用に関する提案	各地域ケア圏域(年3回×8包括)で出た課題を整理し、地域ケア推進会議(年2回)の事前調整の機会において協議 各地域ケア圏域(年3回×8包括)で出た課題を整理し、地域ケア推進会議(年2回)の事前調整の機会において協議
その他, 地域包括支援センターの統括, 全体調整にかかる取組			

(2) 地域包括支援センターの後方支援

法的位置づけ	——
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－１ 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	地域包括支援センターが円滑に機能できるように、総合調整・後方支援に取り組む
-----------	---------------------------------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域包括支援センターの円滑な業務運営の支援	6 基幹型センターの位置づけ	1 広域連合からの指示, 指導項目等の伝達	指示・指導内容を確認し、毎月のセンター長会議等で共有する
②地域包括支援センターからの相談に対する指導・助言等	6 基幹型センターの位置づけ	1 地域包括支援センターからの業務にかかる相談への対応	相談内容とその対応、業務の処理方法について指導, 助言等を行い, 必要に応じて広域連合と協議, 調整し, 解決を図る
		2 結果の共有	相談内容とその対応, 解決方法に関し, 適宜地域包括支援センターへの周知を図る
その他, 地域包括支援センターの後方支援にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
令和4年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	高齢者の方が住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生が送れるよう、問題の解決を図るとともに、適切な制度、サービス、人に繋がるように支援する。医療・介護・行政等関係機関とのネットワーク体制の強化を図る
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①緊急・困難事例への支援	(1)-ア-(ア)	1 緊急・困難事例に対する処遇検討	地域包括支援センターからの対応困難事例の報告に対し、検討会議を行うとともに市に報告する
		2 ケース会議の実施	地域包括支援センターを交えたケース会議を実施する
		3 事例への介入	地域包括支援センター及び市との役割分担しながら対応する
		4 事後フォロー及び支援結果の共有	介入後も地域包括支援センター及び市へ連絡、関係機関との調整を図るとともに、支援の結果を共有する
②相談事例の把握・分析と共有	(1)-ア-(イ)	1 相談事例の把握・分析	地域包括支援センターの相談事例を把握し、その傾向を分析する
		2 効果的方策の検討	相談に対する効果的な方策等の事例を集約する
		3 事例検討会の実施	事例にかかる事例検討会の実施。3職種ワーキング会議等にて各地域包括と共有する
③市レベルの関係団体・機関・行政とのネットワークの構築	(1)-ア-(ウ)	1 介護施設協会等とのネットワーク	施設連絡協議会への出席(鈴鹿社協開催)年2回
		2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携	鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営委員会の出席:年4回
		3 民生委員児童委員協議会、市社会福祉協議会とのネットワーク	会議の出席等、随時対応
		4 生活支援コーディネーターとの連携	第1層協議体会議への出席:年2回
		5 その他のネットワーク	地域づくり協議会:福祉部会へ、社協:生活支援コーディネーターと連携し適宜参加
④相談業務の標準化	(1)-ア-(エ)	1 地域包括支援センター運営マニュアルの整備	広域連合, 市との連携によるマニュアルを検討する
		2 基幹型地域包括支援センター運営マニュアルの整備	広域連合, 市との連携によるマニュアルを検討する
その他, 総合相談支援にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
イ 権利擁護業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ－1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向6 高齢者の尊厳の保持(49ページ)

この業務の実施方針	高齢者の方が住み慣れた地域で尊厳のある生活と人生が送れるよう、問題の解決を図るとともに、適切な制度、サービス、人に繋がるように支援する。包括支援センター職員の成年後見制度等、様々な制度の理解、対応力の強化、関係機関との連携を図る
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①成年後見制度適用に関する情報共有と制度理解の促進	(1)-イ-(ア)	1 成年後見制度等の活用事例の情報共有	成年後見制度の利用につながったケースを地域包括支援センターと共有する。社会福祉士ワーキングで情報共有する。
		2 地域包括支援センター職員に対する制度理解の促進	地域包括支援センター職員に対する成年後見制度等の研修会の実施:年1回
		3 制度にかかる普及啓発活動の推進	後見サポートセンター等との協働による制度に関する広報活動を実施する。
②支援が困難な事例への対応	(1)-イ-(イ)	1 支援困難事例への対応	地域包括支援センターとの連携による対応:随時対応
		2 虐待事例があった場合の対応	地域包括支援センター・市との連携による対応:随時対応
③消費者被害の防止	(1)-イ-(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携	消費者被害のあったケース等、鈴鹿亀山消費生活センター等と共有する(社会福祉士ワーキング会議の活用)
④高齢者虐待の予防等	(1)-イ-(ウ)	1 養護者支援の充実	リスクのある家庭への早期介入を行い、養護者を支援することで、虐待の未然防止を図る。
		2 若年層への虐待防止啓発	親の介護等を控えた若年層への啓発活動の充実を図る。
その他, 権利擁護にかかる取組		関係機関との連携	鈴鹿市権利擁護ネットワーク会議への協力:年3回
		研修会の実施	権利擁護研修会の実施:年2回 権利擁護シンポジウム:年1回

3-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター

令和4年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	研修機会の確保、介護支援専門員や介護・福祉関係職種を側面的に支援し、スキルアップを目指す。医療・介護連携を強化する
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①事例検討会・研修会の開催支援	(1)-ウ-(ア)	1 地域包括支援センターが開催する事例検討会・研修会への協力 2 地域包括支援センター職員の資質の向上	地域包括支援センターが開催する事例検討会・研修会についての指導、助言 地域包括支援センター職員への研修会の実施：年1回
②支援困難事例等への指導・助言	(1)-ウ-(イ)	1 同行訪問 2 サービス担当者会議への出席 3 支援事例に関するフォロー	地域包括支援センターからの支援要請に応じて随時対応 地域包括支援センターからの支援要請に応じて随時対応 支援を行った事例へのモニタリング 各ワーキング会議での情報共有、対応の協議
③在宅限界点を高めるためのケアマネジメント実施に向けた介護支援専門員への支援	(1)-ウ-(ウ)	1 介護支援専門員等への研修会の実施 2 介護支援専門員等への情報提供	居宅介護支援事業所研修会の実施：年1回 医療介護連携支援センターすずらんと情報交換を行い、介護医療連携等にかかる情報を発信する
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
エ 地域ケア会議関係業務

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
令和4年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画 における位置づけ	【総論】 Ⅲ－1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向1 地域ケア会議の推進(34ページ)

この業務の実施方針	個別レベル・圏域レベルの地域ケア会議における地域課題の洗い出し、圏域間で課題を共有する。地域包括支援センター、行政部所管、医療介護関係機関及び地域と横断的に連携、協力することで支援体制を強化する。地域課題の抽出と解決に向け協議する
-----------	---

事業内容	委託仕様書の 位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①地域包括支援センターが開催する地域ケア会議への支援・機能強化	(1)-エ-(ア), (イ)	1 地域ケア個別会議の開催支援 2 地域ケア圏域会議の開催支援	開催手法, 運営マニュアルの充実等を通じたノウハウの共有化を図る 開催手法, 運営マニュアルの充実等を通じたノウハウの共有化を図る
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	(1)-エ-(ア), (イ)	1 自立支援型地域ケア会議の開催 2 自立支援型地域ケア会議にかかる事前・事後協議の実施 3 広域連合への報告 4 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・協力 5 地域ケア推進会議の結果のフィードバック	自立支援型会議に開催に向け準備。自立支援型地域ケア会議の開催 自立支援型地域ケア会議の開催に先立つ地域包括支援センターとの事前協議, 及び情報共有のための事後協議を実施する 広域連合の定める方法によってケア会議終了後に報告する 鈴鹿市の実施する地域ケア推進会議への事前協力、参加：年2回 地域ケア推進会議の結果を地域包括支援センターに報告し、共有を図る
③会議を通じた介護支援専門員への支援	(1)-エ-(ウ)	1 地域ケア個別会議における参加環境の整備 2 自立支援型地域ケア会議における参加環境の整備	地域ケア個別会議への参加ルール作りを行い、その周知を図る 広域連合、亀山市基幹型と共に自立支援型地域ケア会議への参加ルール作りを行い、その周知を図る
④会議を通じた関係者の連携支援	(1)-エ-(エ)	1 地域ケア圏域会議における参加者間の連携支援 2 地域ケア圏域会議における地域住民の意見・問題意識の反映	地域包括支援センターが開催する地域ケア圏域会議に協力し、関係機関との連携を強化する 地域包括支援センターにおいて開催された地域ケア圏域会議での課題を解決するための方策を検討する
⑤共通課題の整理と課題の政策化	(1)-エ-(オ)	1 地域ケア圏域会議で検討された地域課題の整理・分析 2 地域ケア圏域会議で検討された地域課題の解決のための政策化の検討	地域包括支援センターにおいて開催された地域ケア圏域会議での課題を整理し、分析する 地域包括支援センターにおいて開催された地域ケア圏域会議での課題を解決するための方策を市と協議する
その他, 地域ケア会議にかかる取組		自立支援型地域ケア会議の開催に向けての準備	包括支援センター職員への研修、居宅ケアマネへの周知

3-(1) 包括的支援事業

オ 介護予防ケアマネジメント業務

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター

令和4年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号二
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この業務の実施方針	生活機能の低下がみられた高齢者に対し、介護予防事業等の活用により状態の悪化を予防し、機能が低下しないように自立支援の視点を重視する
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントへの支援	(1)-オ-(ア)	1 自立支援に向けたケアマネジメントの実施支援	自立支援型地域ケア会議などを通じたケアプラン作成に対する情報・ノウハウ提供を行う
		2 住民主体サービス、地域の予防活動の活用促進	住民主体サービスや地域活動に関する情報提供を三職種ワーキング等で行う
		3 短期集中予防サービスの活用促進	短期集中予防サービスについての情報提供、ワーキング会議等での情報共有
②介護予防ケアマネジメントにおける制度見直しの反映、活用可能性の向上	(1)-オ-(イ)	1 介護予防ケアマネジメントマニュアルの充実	介護予防ケアマネジメントマニュアルの整備、ケアマネジャーへの周知
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業
(ア) 介護予防普及啓発事業

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
令和4年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	地域の高齢者が自立し尊厳を持って健康で生きがいある生活を送れることをめざす。地域に必要な不足している資源を抽出する
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①介護予防の普及啓発にかかる支援	(1)-カ-(ア)-a, b, c	1 各種介護サービスの存在, 利用方法等に関する情報共有	介護予防, 各種介護サービスにかかる情報について, 広域連合, 市, 地域包括支援センターとの間での共有を図る
		2 地域包括支援センターによる情報提供, 啓発への支援	地域包括支援センターが実施する情報提供, 介護サービス, 介護予防にかかる啓発活動への支援を行う
		3 介護者のつどいの支援	地域包括支援センターが実施する介護者のつどいの開催を支援する(オンライン使用等、新しい形を考える)
その他, 介護予防普及啓発にかかる取組		高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施	鈴鹿市福祉医療課等関係課と連携し、サロン等でのポピュレーションアプローチへの支援を行う

3-(1) 包括的支援事業

カ 広域連合指定事業

(イ) 在宅医療・介護連携推進事業

センター名

鈴鹿市基幹型地域包括支援センター

令和4年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－2 医療と介護の連携(26ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向4 在宅療養生活の支援(43ページ)

この事業の実施方針	医療や介護が必要になっても、住み慣れた場所で安心して生活していける体制を進める。多職種連携体制を強化していく
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	(1)-カ-(イ)-a	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	地域包括支援センターとともに、在宅医療・介護連携支援センター等との連携による困難事例等への対応：随時
②医療関係者とのネットワーク構築	(1)-カ-(イ)-b, c	1 医療関係者と地域包括支援センターとの合同の事例検討会・研修会等の開催支援等 2 医療関係者が開催する会議等への出席 3 医療関係者からの情報提供 4 地域包括在宅医療包括ケアシステム部会への参加	医師会との共催による事例検討会・研修会等の開催：年3回(医療介護連携支援センター：すずらんと連携) 医師会が開催する在宅登録医会への出席：年12回 医師会からの情報について、地域包括支援センターへの情報提供を行う：随時 ACP委員会、勉強会部会への参加、内容を地域包括支援センターと共有
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組		鈴鹿市「身元保証がない方の入院・入所に係るガイドライン」の作成	鈴鹿市推進会議からの、鈴鹿市長寿社会課が実施する身元保証作業部会への参加・協力。地域包括への情報共有

3-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業
(ウ) 認知症総合支援事業

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
令和4年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－4 認知症施策の推進(28ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向5 認知症施策の推進(45ページ)

この事業の実施方針	認知症の早期発見・早期対応に向け地域の連携体制の強化。認知症に対する正しい知識、理解の啓発。認知症に関連した課題の抽出、支援策の検討。認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員との連携
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①認知症初期集中支援の推進	(1)-カ-(ウ)-a	1 認知症初期集中支援のための情報収集	中部認知症初期集中支援チームのチーム員会議に参加し、認知症に関する地域の実情や社会資源等の情報収集を行う
		2 認知症初期集中支援チームにつながったケースの把握・分析	中部認知症初期集中支援チームのチーム員会議に参加し、鈴鹿のチームが抱えるケースを把握・分析し、必要に応じて助言を行う
		3 地域包括支援センターと認知症初期集中支援チームとの連携方針の検討	収集した情報やケースの分析結果をもとに、地域包括支援センターと認知症初期集中支援チームとの連携方針を検討する
②認知症地域支援・ケア向上の推進	(1)-カ-(ウ)-b	1 認知症サポーター養成講座の開催支援	認知症地域支援推進員、地域包括支援センター等が開催する認知症サポーター養成講座を支援する
		2 認知症ケアパスの普及啓発・活用	認知症地域支援推進員と連携して認知症ケアパスの普及啓発と活用を図る
		3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施支援	認知症地域支援推進員が進める地域活動、認知症カフェ、チームオレンジ等の取組への協力・支援を行う
その他、認知症総合支援にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業
(エ) 生活支援体制整備事業

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
令和4年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	地域の実状、地域資源の把握、生活支援機能の強化に向けた体制整備。生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員等との連携
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	(1)-カ-(エ)-a	1 第1層生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握	地域包括支援センターが把握した、不足する生活支援サービスについての分析を行う
		2 第1層生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	分析結果を踏まえ、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターとともに住民主体サービスの開発などへの協力を行う
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	(1)-カ-(エ)-b	1 第1層生活支援コーディネーターが主催する第1層協議体への支援	協議体の実施にあたって、必要に応じて支援を行う 第1層協議体会議への参加：年2回
		2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への支援	地域づくり協議会の開催にあたって、必要に応じて支援を行う
その他、生活支援体制整備にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業
(オ) 各種会議の開催と出席

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
令和4年度

法的位置づけ	——
介護保険事業計画 における位置づけ	——

この事業の実施方針	各種会議の開催し、広域連合、市、地域包括支援センターと緊密な連携を図る。地域包括支援センターと情報共有を行う
-----------	--

事業内容	委託仕様書の 位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域包括支援センター・センター 長会議の開催	(1)-カ-(オ)	1 検討テーマの設定	地域包括支援センター、市、広域連合から議案を 集約し、検討テーマを設定する
		2 センター長会議の開催	毎月1回第3火曜日(偶数月は連絡会議後)開催 (必要に応じて臨時に開催)
		3 結果の共有	議事録を作成し、広域連合に内容を確認の上、地 域包括支援センターへ配布する
②地域包括支援センター連絡会議 の開催	(1)-カ-(オ)	1 検討テーマの設定	地域包括支援センター、市、広域連合から議案を 集約し、検討テーマを設定する
		2 センター連絡会議の開催	偶数月第3火曜日に開催(必要に応じて臨時に開 催)
		3 結果の共有	議事録を作成し、広域連合に内容を確認の上、地 域包括支援センターへ配布する
③専門職別ワーキング会議の開催	(1)-カ-(オ)	1 検討テーマの設定	地域包括支援センター、市、広域連合から議案を 集約し、検討テーマを設定する
		2 ワーキング会議の開催	保健師・看護師W:毎月第1火曜 主任介護支援専門員W:毎月第2火曜日 社会福祉士W:毎月第3木用開催 (必要に応じて臨時に開催)
		3 結果の共有	議事録を作成し、広域連合に内容を確認の上、地 域包括支援センターへ配布する
④介護保険運営委員会に関する調 整	(1)-カ-(オ)	1 運営委員会案件の協議・提案	運営委員会の開催前に広域連合から依頼があつた 場合、付議する案件について協議及び提案する
		2 結果の共有	広域連合から配布された議事録を確認の上、地域 包括支援センターへ配布する
その他、会議等にかかる取組		その他会議への参画	医療介護連携等に関する会議、行政・社会福祉協 議会等との連携する会議等への参加:随時 包括支援センター代表で参加する場合、地域包括 支援センターへ情報共有する

4 その他の取組

ア 災害・感染症対策と対応

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター

令和4年度

法的位置づけ	——
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－7 安全安心の体制づくり(31ページ) 【各論】 基本目標Ⅲ 施策の方向4 災害や感染症等への備えの充実(81ページ)

この取組の実施方針	災害や感染症が発生した場合にも、介護サービスや地域における支援が持続的に提供されるように、危機管理体制の構築、関係機関との連携強化
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築		1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	業務継続計画(BCP)の作成に向け部会を開催し、情報共有する
		2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	業務継続計画(BCP)により、感染症発生時の体制を構築する
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制		1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	市内において災害が発生した場合に、市、地域包括支援センター等との連絡を密にし、入所者の受入れなどの応急対策・支援が求められる場合に対応できる体制を構築しておく
		2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	市内において感染症が発生した場合に、市、地域包括支援センター等との連絡を密にし、入所者の受入れなどの応急対策・支援が求められる場合に対応できる体制を構築しておく
その他、災害・感染症対策にかかる取組			

イ その他、特記事項

この取組の実施方針	
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等